

改正

昭和 40 年条例第 20 号
昭和 41 年条例第 1 号
昭和 42 年条例第 1 号
昭和 42 年条例第 4 号
昭和 42 年条例第 5 号
昭和 43 年条例第 1 号
昭和 43 年条例第 9 号
昭和 43 年条例第 10 号
昭和 44 年条例第 2 号
昭和 44 年条例第 7 号
昭和 45 年条例第 3 号
昭和 45 年条例第 5 号
昭和 46 年条例第 1 号
昭和 46 年条例第 4 号
昭和 47 年条例第 3 号
昭和 48 年条例第 2 号
昭和 48 年条例第 3 号
昭和 48 年条例第 5 号
昭和 49 年条例第 2 号
昭和 50 年条例第 2 号
昭和 51 年条例第 1 号
昭和 51 年条例第 4 号
昭和 52 年条例第 2 号
昭和 53 年条例第 1 号
昭和 55 年条例第 2 号
昭和 56 年条例第 1 号
昭和 56 年条例第 3 号
昭和 57 年条例第 2 号
昭和 57 年条例第 6 号
昭和 58 年条例第 1 号
昭和 59 年条例第 2 号
平成元年条例第 3 号
平成元年条例第 5 号
平成 2 年条例第 3 号
平成 2 年条例第 4 号
平成 4 年条例第 2 号
平成 5 年条例第 4 号
平成 6 年条例第 3 号
平成 9 年条例第 1 号
平成 10 年条例第 4 号
平成 12 年条例第 5 号
平成 13 年条例第 3 号
平成 15 年条例第 1 号
平成 17 年条例第 3 号
平成 18 年条例第 9 号
平成 21 年条例第 1 号
平成 24 年条例第 2 号

平成 24 年条例第 3 号
平成 26 年条例第 2 号
平成 28 年条例第 8 号
令和元年条例第 2 号
令和 2 年 12 月 28 日条例第 7 号
令和 5 年 5 月 23 日条例第 6 号
令和 7 年 2 月 13 日条例第 3 号

苫小牧港管理組合港湾施設管理使用条例

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、法令その他別に定めのあるもののほか、苫小牧港管理組合（以下「組合」という。）の管理する港湾施設の管理及び使用に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「港湾施設」とは、組合が港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 34 条において準用する同法第 12 条第 5 項の規定に基づき公示した施設（他の条例に基づいて管理されるものを除く。）をいう。

第 2 章 管理及び使用

(使用の許可)

第 3 条 港湾施設を使用しようとする者は、管理者の許可を受けなければならない。

(区分使用)

第 3 条の 2 管理者は、港湾施設の有効な利用又は貨物の円滑な流通を計る必要があると認めるときは、港湾施設を貨物の種類別又は船舶の航路別若しくは船型別等に区分して使用させることができる。

(工作物等の設置)

第 4 条 第 3 条の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、使用の場所に工作物その他の設備をしようとするときは、管理者の許可を受けなければならない。その設備を廃止又は変更しようとするときも、また同様とする。

(地位の承継)

第 5 条 使用者に相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、使用者の地位を承継する。

2 前項の規定により使用者の地位を承継した者は、管理者に届け出なければならない。

(権利の譲渡等の禁止)

第 6 条 使用者は、許可を受けた目的以外に港湾施設を使用し、又はその権利を譲渡し、転貸し、若しくは担保に供してはならない。

(許可の取消等)

第 7 条 管理者は、使用者が次の各号の一に該当するときは、港湾施設の使用許可若しくは承認を取り消し、又は使用を停止することができる。

(1) 許可申請又は届出に不正があったとき

(2) 指定期限内に使用料を納付しないとき

(3) この条例又はこれに基づく規則若しくは許可の条件に違反したとき

2 前項に定めるもののほか、管理者が公益上その他の理由により必要と認めたときは、使用許可若しくは承認を取り消し、使用を停止し、又は使用場所を変更することができる。

(禁止行為)

第 8 条 次の各号のいずれかに該当する物件は、港湾施設において使用してはならない。ただし、管理者の承認を得たときは、この限りでない。

(1) 爆発若しくは燃焼しやすいもの又は劇薬若しくは毒薬であつて取扱上危険と認めたもの

(2) 他の貨物を損傷するおそれがあるもの

(3) 病毒、伝染若しくは汚染のおそれがあるもの又は腐敗物若しくは不潔なもの

(4) 岸壁、物揚場その他の施設を損傷するおそれがあるもの

(5) その他管理者の指定したもの

2 港湾区域においては、潜水してはならない。ただし、管理者の承認を得たときは、この限りでない。

第9条 管理者は、次の各号の一に該当する物件については、その搬出又は撤去を命ずることができる。

- (1) 岸壁、物揚場、荷さばき地、港湾施設用地、道路その他公共施設に放置したもの
- (2) 許可若しくは承認を得ないで留置若しくは設備したもの又は許可若しくは承認を得て留置若しくは設備したもので、使用期間経過後、その搬出又は撤去しないもの
- (3) 第7条に基づく処分を受けた者がその搬出又は撤去しないもの

2 前項の規定により搬出又は撤去を命じられた者がこれを履行しないとき、又は前項の処置が急を要するときは、管理者は、当該物件を搬出又は撤去し、その費用を義務者から徴収する。

(船舶の離岸又は転びよう)

第10条 管理者は、使用者に対し、次の各号の一に該当するときは、船舶を離岸又は転びようさせることができる。

- (1) 使用期間が満了したとき
 - (2) 船舶又は施設に急迫の危険があるとき
 - (3) 公益上その他管理者が特に必要と認めたとき
- (原状回復の義務)

第11条 使用者が港湾施設の使用を終了したとき、又は使用の許可を取り消されたときは、自己の負担により、直ちに原状に復し、検査を受けなければならない。

(上屋等の使用区分)

第12条 上屋、荷さばき地及び港湾施設用地の使用は、一般使用及び専用使用に区分する。

2 一般使用とは、一時的に一般の者の使用に供することをいう。

3 専用使用とは、一定の区域、期間を特定の者の使用に供することをいう。

(入出港届)

第13条 船舶が港湾区域内に入港し、又は港湾区域内から出港するときは、入港届又は出港届を管理者に提出しなければならない。

(関係書類の提示)

第14条 管理者は、必要と認めたときには、上屋、荷さばき地等に搬入出された貨物又は岸壁を使用した貨物並びに入港船舶に関する数量又はトン数等について、当該施設使用者若しくは貨物取扱人又は当該船長に対し、関係書類の提示を求めることができる。

(使用料)

第15条 港湾施設の使用人は、別表第1に定める額の使用料を納付しなければならない。

2 使用料の計算について必要な事項は、管理者が別に定める。

(使用料の減免)

第16条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、使用料を減免することができる。

(使用料の徴収)

第17条 一般使用に係る使用料は、管理者が指定した日までに徴収する。

2 専用使用に係る使用料は、毎月20日までにその月分を徴収する。ただし、管理者がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

(既納の使用料)

第18条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 第7条第2項の規定により使用しなかったとき
 - (2) 不可抗力による使用不能のとき
 - (3) その他管理者において特別の理由があると認めたとき
- (使用者の義務)

第19条 港湾施設の使用に関しては、この条例及びこれに基づく規則に従うほか、係員の指示に従わなければならない。

(指定管理者による管理)

第20条 管理者は、港湾施設の管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に、別表第2に掲げる施設(以下「指定管理対象施設」という。)の管理に関する業務のうち、次に掲げるものを行わせることができる。

- (1) 指定管理対象施設に係る事業の計画及び実施に関する業務
- (2) 指定管理対象施設の使用許可及びその取消し等に関する業務
- (3) 指定管理対象施設の維持管理に関する業務
- (4) その他指定管理対象施設の管理運営上必要と認める業務

2 指定管理者に前項第2号に掲げる業務を行わせる場合における第3条、第4条、第5条第2項、第7条、第8条、第9条第1項及び第10条の規定の適用については、これらの規定中「港湾施設」とあるのは「指定管理対象施設」と、「管理者」とあるのは「指定管理者」とする。

(利用料金)

第21条 指定管理者に前条第1項第2号に掲げる業務を行わせる場合において、指定管理対象施設の利用の許可を受けた者は、第15条第1項の規定にかかわらず、利用料金を指定管理者に支払わなければならない。

- 2 利用料金の額は、別表第3に定める金額の範囲内であらかじめ管理者の承認を受けて指定管理者が定める額とする。
- 3 指定管理者は、あらかじめ管理者が定める基準に従い、利用料金を減免することができる。
- 4 既納の利用料金は、あらかじめ管理者が定める基準に該当する場合を除き、還付しない。

(指定管理者の指定の取消し等に伴う措置)

第22条 地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部(利用料金の収受を含む場合に限る。)の停止を命じた場合等において、管理者が臨時に指定管理対象施設の管理を行うときは、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、管理者は、使用料を徴収する。

- 2 前項の場合における第15条第1項の規定の適用については、「港湾施設」とあるのは「指定管理対象施設」と、「別表第1に定める額」とあるのは「別表第3に定める額の範囲内で管理者が定める額」とする。

第3章 損害及び補償

(損害の帰属)

第23条 港湾施設の使用により使用者又は第三者に生じた損害は、当該施設に重大な欠陥のある場合を除き、管理者は、賠償の責を負わない。

- 2 この条例及びこれに基づく規則若しくはこれに基づいて行う命令又は処分によって生じた損害についても、前項と同様とする。

(損害の回復)

第24条 使用者が港湾施設その他附属物を損傷し、又は滅失したときは、使用者は、すみやかにこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

- 2 前項の場合、使用者がその義務を履行しないときは、管理者がこれを執行し、その費用を義務者から徴収する。

第4章 雑則

第25条 この条例の施行に関して必要な事項は、管理者が別に定める。

第5章 罰則

第26条 第8条第2項の規定に違反した者は、科料に処する。詐欺その他不正な手段により同項ただし書に規定する承認を得た者も、同様とする。

第27条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第3条、第4条又は第8条第1項の規定に違反した者
- (2) 詐欺その他不正な手段により前号に規定する規定による許可を受け、又は承認を得た者

2 詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者に対しては、使用料の5倍に相当する金額(その金額が5万円未満のときは、5万円)以下の過料に処する。

附 則

- 1 この条例は、昭和 40 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の日以後昭和 40 年 10 月 31 日までの間に限り、この条例別表 4 上屋使用料（1）一般使用料アの規定中「貨物搬入の日から 15 日までの 1 日までごとに 2 円」とあるのは、「貨物搬入の日から 3 日までは無料とし、4 日目以後 15 日までは、1 日までごとに 2 円」と読み替えるものとする。

附 則（昭和 40 年 10 月 31 日条例第 20 号改正）

この条例は、昭和 40 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 41 年 1 月 1 日条例第 1 号改正）

この条例は、昭和 41 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 42 年 1 月 1 日条例第 1 号改正）

この条例は、昭和 42 年 1 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 42 年 7 月 1 日条例第 4 号改正）

この条例は、昭和 42 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 42 年 10 月 28 日条例第 5 号改正）

この条例は、昭和 42 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 43 年 2 月 20 日条例第 1 号改正）

- 1 この条例は、昭和 43 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例中別表 4 に掲げる上屋使用料の昭和 43 年 4 月 1 日から昭和 44 年 3 月 31 日までの間における適用については、「5 円」「10 円」「20 円」「120 円」とあるのは、それぞれ「4.5 円」「9 円」「18 円」「108 円」に読み替えるものとする。

附 則（昭和 43 年 8 月 5 日条例第 9 号改正）

この条例は、昭和 43 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 43 年 11 月 30 日条例第 10 号改正）

この条例は、昭和 44 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 44 年 2 月 22 日条例第 2 号改正）

この条例は、昭和 44 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 44 年 12 月 5 日条例第 7 号改正）

この条例は、公布の日から起算して 30 日を経過した日から施行する。

附 則（昭和 45 年 2 月 25 日条例第 3 号改正）

この条例は、昭和 45 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 45 年 8 月 21 日条例第 5 号改正）

この条例は、昭和 45 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 46 年 2 月 17 日条例第 1 号改正）

この条例は、昭和 46 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 46 年 9 月 2 日条例第 4 号改正）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 47 年 9 月 27 日条例第 3 号改正）

この条例は、昭和 47 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 48 年 2 月 22 日条例第 2 号改正）

この条例は、昭和 48 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 48 年 4 月 1 日条例第 3 号改正抄）

- 1 この条例は、昭和 48 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則（昭和 48 年 4 月 25 日条例第 5 号改正抄）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 49 年 3 月 1 日条例第 2 号改正）

この条例は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 50 年 2 月 20 日条例第 2 号改正）

この条例は、昭和 50 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 51 年 2 月 25 日条例第 1 号改正）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の苫小牧港管理組合港湾施設管理使用条例（以下「改正後の条例」という。）別表第 1 の第 1 項中「6.5 円」、「400 円」及び「800 円」とあるのは、この条例施行の日から昭和 52 年 3 月 31 日までは、「5.5 円」、「300 円」及び「600 円」と読み替えるものとする。
- 3 この条例による改正後の条例別表第 1 の第 3 項中「3.5 円」、「10 円」、「20 円」、「40 円」、「275 円」、「18 円」、「27 円」及び「480 円」とあるのは、この条例施行の日から昭和 52 年 3 月 31 日までは、「3 円」、「8.5 円」、「17 円」、「34 円」、「230 円」、「15 円」、「22 円」及び「390 円」と読み替えるものとする。

附 則（昭和 51 年 4 月 1 日条例第 4 号改正）

この条例は、昭和 51 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 52 年 2 月 28 日条例第 2 号改正）

この条例は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 53 年 2 月 27 日条例第 1 号改正）

この条例は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 55 年 2 月 29 日条例第 2 号改正）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の苫小牧港管理組合港湾施設管理使用条例（以下「改正後の条例」という。）別表第 1 の第 1 項中「7.3 円」とあるのは、この条例施行の日から昭和 56 年 3 月 31 日までは、「7 円」と読み替えるものとする。
- 3 この条例による改正後の条例別表第 1 の第 3 項中「5 円」、「14 円」、「28 円」、「56 円」、「390 円」、「25 円」、「38 円」及び「680 円」とあるのは、この条例施行の日から昭和 56 年 3 月 31 日までは、「4.3 円」、「12 円」、「24 円」、「48 円」、「333 円」、「22 円」、「33 円」及び「580 円」と読み替えるものとする。
- 4 この条例による改正後の条例別表第 1 の第 5 項中「4 円」、「6 円」及び「98 円」とあるのは、この条例施行の日から昭和 56 年 3 月 31 日までは、「3.5 円」、「5.3 円」及び「86 円」と読み替えるものとする。

附 則（昭和 56 年 2 月 24 日条例第 1 号改正）

この条例は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 56 年 12 月 21 日条例第 3 号改正抄）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 57 年 3 月 3 日条例第 2 号改正）

この条例は、公布の日から起算して 30 日を経過した日から施行する。

附 則（昭和 57 年 3 月 3 日条例第 6 号改正）

この条例は、公布の日から起算して 30 日を経過した日から施行する。

附 則（昭和 58 年 2 月 14 日条例第 1 号改正）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の苫小牧港管理組合港湾施設管理使用条例別表第 1 第 3 項中「6.5 円」、「18 円」、「36 円」、「72 円」、「503 円」、「32 円」、「49 円」及び「878 円」とあるのは、この条例の施行の日から昭和 59 年 3 月 31 日までは、「5.5 円」、「15.5 円」、「31 円」、「62 円」、「428 円」、「27.5 円」、「42 円」及び「746 円」と、昭和 59 年 4 月 1 日から昭和 60 年 3 月 31 日までは、「6 円」、「17 円」、「34 円」、「67 円」、「466 円」、「30 円」、「46 円」及び「812 円」とそれぞれ読み替えるものとする。

附 則（昭和 59 年 2 月 27 日条例第 2 号改正）

この条例は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成元年 2 月 20 日条例第 3 号改正）

- 1 この条例は、平成元年 5 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の苫小牧港管理組合港湾施設管理使用条例別表第 1 第 1 項第 1 号の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料（同日前から引き続き使用している場合にあっては、同日以後に始まる単位時間（使用料の算定の基礎となるけい留 24 時間をいう。）に係る使用料）について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成元年 3 月 31 日条例第 5 号改正）

- 1 この条例は、平成元年 5 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の苫小牧港管理組合港湾施設管理使用条例別表第 1 の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料（同日前から引き続き使用している場合の岸壁等使用料にあっては、同日以後に始まる単位時間（使用料算定の基礎となるけい留 24 時間をいう。）に係るもの）について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成 2 年 3 月 31 日条例第 3 号改正）

この条例は、平成 2 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 年 9 月 14 日条例第 4 号改正）

- 1 この条例は、平成 2 年 11 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の苫小牧港管理組合港湾施設管理使用条例別表第 1 第 1 項の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料（同日前から引き続き使用している場合にあっては、同日以後に始まる単位時間（使用料の算定の基礎となるけい留 24 時間をいう。）に係る使用料）について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成 4 年 2 月 24 日条例第 2 号改正抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 5 年 9 月 22 日条例第 4 号改正）

- 1 この条例は、平成 5 年 11 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の苫小牧港管理組合港湾施設管理使用条例別表第 1 の 1 の表の規定は、この条例の施行の日（同日前から引き続き使用の場合は、同日に始まる単位時間（使用料の算定の基礎となるけい留 24 時間をいう。）の開始時刻とする。以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成 6 年 4 月 27 日条例第 3 号改正）

- 1 この条例は、平成 6 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の苫小牧港管理組合港湾施設管理使用条例別表第 1 の 2 の（1）の表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成 9 年 2 月 21 日条例第 1 号改正）

- 1 この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の苫小牧港管理組合港湾施設管理使用条例別表第 1 の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料（同日前から引き続き使用している場合の岸壁等使用料にあっては、同日以後に始まる単位時間（使用料算定の基礎となるけい留 24 時間をいう。）に係るもの）について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成 10 年 9 月 30 日条例第 4 号改正）

- 1 この条例は、平成 10 年 11 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の苫小牧港管理組合港湾施設管理使用条例別表第 1 の 1 の表の規定は、この条例の施行の日以後に開始した使用に係る岸壁等使用料について適用し、同日前に開始した使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成 12 年 3 月 1 日条例第 5 号改正）

- 1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の次に掲げる条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の期間に係る使用料及び入港料について適用し、施行日前の期間に係る使用料及び入港料については、なお従前の例による。

（１）苫小牧港管理組合港湾施設管理使用条例第 22 条

（２）（略）

附 則（平成 13 年 11 月 30 日条例第 3 号改正）

この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年 2 月 28 日条例第 1 号改正）

- 1 この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の苫小牧港管理組合港湾施設管理使用条例別表第 1 の 2 の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成 17 年 2 月 25 日条例第 3 号改正）

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 12 月 25 日条例第 9 号改正）

- 1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の苫小牧港管理組合港湾施設管理使用条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用許可の申請に係る使用料について適用し、同日前の使用許可の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成 21 年 2 月 27 日条例第 1 号改正）

- 1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の苫小牧港管理組合港湾施設管理使用条例別表第 1 の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成 24 年 3 月 5 日条例第 2 号改正）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の苫小牧港管理組合港湾施設管理使用条例（以下「改正後の条例」という。）別表第 1 の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 平成 24 年度及び平成 25 年度に限り、小型船だまり物揚場等使用料のうち一般使用に係る使用料の額については、改正後の条例別表第 1 の 7 の（１）の表の規定にかかわらず、同表の規定中「56.7 円」とあるのは、平成 24 年度にあつては「33.6 円」と、平成 25 年度にあつては「45.36 円」と、「54 円」とあるのは、平成 24 年度にあつては「32 円」と、平成 25 年度にあつては「43.2 円」と読み替えるものとする。
- 4 平成 24 年度及び平成 25 年度に限り、小型船だまり物揚場等使用料のうち専用使用に係る使用料の額については、改正後の条例別表第 1 の 7 の（２）の表の規定にかかわらず、次表に定めるとおりとする。

（１）平成 24 年度

ア 漁港区

区 分	使 用 料			
	1 月以上 3 月未満	3 月以上 6 月未満	6 月以上 9 月未満	9 月以上 1 年まで
1 トン未満	2,200 円	3,700 円	5,000 円	5,600 円
1 トン以上 3 トン未満	2,800 円	4,800 円	6,600 円	7,200 円
3 トン以上 5 トン未満	3,200 円	5,500 円	7,800 円	8,600 円

5 トン以上 10 トン未満	5, 800 円	10, 000 円	14, 100 円	15, 600 円
10 トン以上 15 トン未満	8, 600 円	14, 900 円	20, 900 円	23, 000 円
15 トン以上 20 トン未満	10, 900 円	19, 400 円	26, 900 円	29, 600 円
20 トン以上 30 トン未満	18, 800 円	32, 600 円	45, 200 円	50, 400 円
30 トン以上 40 トン未満	24, 500 円	42, 800 円	59, 000 円	65, 700 円
40 トン以上 50 トン未満	31, 200 円	53, 800 円	74, 300 円	82, 700 円
50 トン以上 60 トン未満	38, 100 円	66, 100 円	91, 600 円	101, 800 円
60 トン以上 80 トン未満	49, 800 円	86, 600 円	120, 600 円	133, 400 円
80 トン以上 100 トン未満	61, 000 円	106, 400 円	148, 600 円	164, 100 円
100 トン以上	72, 200 円	126, 300 円	176, 600 円	194, 700 円

イ その他の船だまり

区 分	使 用 料			
	1 月以上 3 月未満	3 月以上 6 月未満	6 月以上 9 月未満	9 月以上 1 年まで
1 トン未満	2, 200 円	3, 700 円	5, 000 円	5, 600 円
1 トン以上 3 トン未満	2, 800 円	4, 800 円	6, 600 円	7, 200 円
3 トン以上 5 トン未満	3, 200 円	5, 500 円	7, 800 円	8, 600 円
5 トン以上 10 トン未満	5, 800 円	10, 000 円	14, 100 円	15, 600 円
10 トン以上 15 トン未満	8, 600 円	14, 900 円	20, 900 円	23, 000 円
15 トン以上 20 トン未満	10, 900 円	19, 400 円	26, 900 円	29, 600 円
20 トン以上 100 トン未満	15, 300 円と 20 トンを 超える 10 トンごとに 2, 300 円で計算した 額との合計額	29, 300 円と 20 トンを 超える 10 トンごとに 6, 200 円で計算した 額との合計額	41, 400 円と 20 トンを 超える 10 トンごとに 9, 400 円で計算した 額との合計額	45, 700 円と 20 トンを 超える 10 トンごとに 10, 400 円で計算した 額との合計額
100 トン以上	34, 000 円と 100 トン を超える 10 トンごと に 2, 600 円で計算し た額との合計額（そ の額が 86, 000 円を超 えるときは、86, 000 円）	79, 700 円と 100 トン を超える 10 トンごと に 7, 000 円で計算し た額との合計額（そ の額が 219, 700 円を超 えるときは、219, 700 円）	117, 900 円と 100 トン を超える 10 トンごと に 10, 700 円で計算 した額との合計額（そ の額が 331, 900 円を超 えるときは、331, 900 円）	130, 500 円と 100 トン を超える 10 トンごと に 12, 000 円で計算 した額との合計額（そ の額が 370, 500 円を超 えるときは、370, 500 円）

(2) 平成 25 年度

ア 漁港区

区 分	使 用 料			
	1 月以上 3 月未満	3 月以上 6 月未満	6 月以上 9 月未満	9 月以上 1 年まで
1 トン未満	2, 200 円	3, 700 円	5, 000 円	5, 600 円
1 トン以上 3 トン未満	3, 100 円	5, 300 円	7, 200 円	8, 000 円
3 トン以上 5 トン未満	3, 800 円	6, 500 円	9, 300 円	10, 200 円
5 トン以上 10 トン未満	6, 700 円	11, 400 円	16, 100 円	17, 800 円
10 トン以上 15 トン未満	9, 700 円	16, 900 円	23, 700 円	26, 000 円
15 トン以上 20 トン未満	12, 200 円	21, 600 円	29, 900 円	33, 000 円
20 トン以上 30 トン未満	22, 000 円	38, 300 円	53, 000 円	59, 000 円
30 トン以上 40 トン未満	28, 500 円	49, 800 円	68, 600 円	76, 500 円
40 トン以上 50 トン未満	36, 400 円	62, 700 円	86, 600 円	96, 400 円
50 トン以上 60 トン未満	44, 800 円	77, 700 円	107, 800 円	119, 700 円
60 トン以上 80 トン未満	58, 200 円	101, 200 円	141, 000 円	156, 000 円
80 トン以上 1 0 0 トン未満	71, 300 円	124, 500 円	173, 300 円	191, 900 円
1 0 0 トン以上	84, 500 円	147, 800 円	206, 000 円	227, 700 円

イ その他の船だまり

区 分	使 用 料			
	1 月以上 3 月未満	3 月以上 6 月未満	6 月以上 9 月未満	9 月以上 1 年まで
1 トン未満	2, 200 円	3, 700 円	5, 000 円	5, 600 円
1 トン以上 3 トン未満	3, 100 円	5, 300 円	7, 200 円	8, 000 円
3 トン以上 5 トン未満	3, 800 円	6, 500 円	9, 300 円	10, 200 円
5 トン以上 10 トン未満	6, 700 円	11, 400 円	16, 100 円	17, 800 円
10 トン以上 15 トン未満	9, 700 円	16, 900 円	23, 700 円	26, 000 円
15 トン以上 20 トン未満	12, 200 円	21, 600 円	29, 900 円	33, 000 円
20 トン以上 1 0 0 トン未満	15, 300 円と 20 トンを 超える 10 トンごとに 2, 300 円で計算した 額との合計額	29, 300 円と 20 トンを 超える 10 トンごとに 6, 200 円で計算した 額との合計額	41, 400 円と 20 トンを 超える 10 トンごとに 9, 400 円で計算した 額との合計額	45, 700 円と 20 トンを 超える 10 トンごとに 10, 400 円で計算した 額との合計額

100トン以上	34,000 円と100トンを を超える10トンごとに 2,600 円で計算した額 との合計額（その額が 86,000 円を超えるとき は、86,000 円）	79,700 円と100トンを を超える10トンごとに 7,000 円で計算した額 との合計額（その額が 219,700 円を超えるとき は、219,700 円）	117,900 円と100トンを を超える10トンごとに 10,700 円で計算した額 との合計額（その額が 331,900 円を超えるとき は、331,900 円）	130,500 円と100トンを を超える10トンごとに 12,000 円で計算した額 との合計額（その額が 370,500 円を超えるとき は、370,500 円）
---------	--	--	--	--

附 則（平成 24 年 3 月 5 日条例第 3 号改正抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現に苫小牧港管理組合港湾施設管理使用条例（昭和 40 年条例第 4 号）第 4 条の許可（緑地等における工作物等の設置の許可に限る。）を受けている者は、第 6 条第 1 項の許可を受けたものとみなす。

附 則（平成 26 年 2 月 25 日条例第 2 号改正）

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の苫小牧港管理組合港湾施設管理使用条例別表第 1 及び別表第 3、苫小牧港管理組合緑地等管理条例別表、苫小牧港の港湾区域内の水域等の占用料等徴収条例別表、苫小牧港の海岸保全区域の占用料等徴収条例別表並びに苫小牧港管理組合入港料条例第 3 条の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る料金について適用し、同日前の使用に係る料金については、なお従前の例による。

附 則（平成 28 年 8 月 31 日条例第 8 号改正）

この条例は、平成 28 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 8 月 30 日条例第 2 号改正）

- 1 この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の苫小牧港管理組合港湾施設管理使用条例別表第 1 及び別表第 3、苫小牧港管理組合緑地等管理条例別表、苫小牧港の港湾区域内の水域等の占用料等徴収条例別表、苫小牧港の海岸保全区域の占用料等徴収条例別表、苫小牧港管理組合入港料条例第 3 条並びに第 4 条の規定は、この条例の施行の日以後の許可に係る料金について適用し、同日前の許可に係る料金については、なお従前の例による。

附 則（令和 2 年 12 月 28 日条例第 7 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 5 年 5 月 23 日条例第 6 号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 令和 5 年度に限り、勇払マリーナのコンセントに係る使用料の額については、改正後の条例別表第 3 の（6）の表の規定にかかわらず、次表に定めるとおりとする。

（6）コンセント

区 分	期 間	1 日	1 月	1 年
30 アンペア	4 月 1 日から 11 月 30 日まで	370 円	5,800 円	40,000 円
	12 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで	570 円	8,600 円	
50 アンペア	4 月 1 日から 11 月 30 日まで	640 円	9,700 円	68,000 円
	12 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで	960 円	14,600 円	

附 則（令和 7 年 2 月 13 日条例第 3 号）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の苫小牧港管理組合港湾施設管理使用条例別表第 3 の表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る料金について適用し、同日前の使用に係る料金については、なお従前の例による。

別表第 1（第 15 条関係）

1 岸壁使用料

区 分	単 位	外航船舶	外航船舶以外の船舶
総トン数 100 トン以上の船舶	ア けい留時間が 12 時間を超える場合（ウの場合を除く。）総トン数 1 トンにつき	5.6 円	6.16 円
	イ けい留時間が 12 時間以内の場合（ウの場合を除く。）	8.4 円	9.24 円
	ウ 第 3 条の 2 の規定により岸壁を区分して使用する船舶のけい留の場合は、総トン数 1 トンにつきけい留 12 時間までごとに、ア又はイのけい留時間の区分に応じて、それぞれア又はイに定める額にア又はイに定める範囲内で管理者が定める額を加算した額		
総トン数 50 トン以上 100 トン未満の船舶	けい留時間が 12 時間を超える場合、けい留 12 時間までごとに	400 円	440 円
	けい留時間が 12 時間以内の場合	600 円	660 円
総トン数 50 トン未満の船舶	けい留時間が 12 時間を超える場合、けい留 12 時間までごとに	200 円	220 円
	けい留時間が 12 時間以内の場合	300 円	330 円

2 船舶給水料

（1）岸壁直接給水料（基本料金）

区 分	単 位 （給水 1 回につき）	基 本 料 金	
		特 定 給 水	特定給水以外の給水
総トン数 100 トン以上の船舶	10 立方メートルまで	3,660 円	4,020 円
	10 立方メートルを超え 1 立方メートルまでごとに	366 円	402 円
総トン数 100 トン未満の船舶	5 立方メートルまで	1,830 円	2,010 円
	5 立方メートルを超え 1 立方メートルまでごとに	366 円	402 円

（2）冬期、執務時間外及び荒天時の給水については、それぞれ基本料金の 5 割増とする。

3 上屋使用料

（1）一般使用料

1 平方メートルにつき、次の区分計算による。

ア 貨物搬入の日から 3 日まで 1 日ごとに 7.15 円

イ 貨物搬入の日から 4 日目以後 15 日まで 1 日目までごとに 19.8 円

ウ 貨物搬入の日から 16 日目以後 30 日まで 1 日目までごとに 39.6 円

エ 貨物搬入の日から 31 日以後 1 日目までごとに 79.2 円

（2）専用使用料

1 平方メートル 1 月につき 553.3 円

(3) くん蒸上屋一般使用料

ア 初日から15日まで1平方メートル1日までごとに 35.2円

イ 16日以後1平方メートルまでごとに1日までごとに 53.9円

(4) くん蒸上屋専用使用料

1平方メートル1月につき 965.8円

4 港湾施設用地等使用料

(1) 専用使用料（港湾施設用地に適用）

ア 基本料金

1平方メートル1月につき、未舗装地にあつては58円の範囲内、舗装地にあつては73円の範囲内で管理者の定める額とする。

イ 割増料金

工作物（埋設管、架空管、電柱その他これらに類するもの及び仮設物を除く。）を設置する場合は、基本料金の3割の範囲内で管理者が定める額を加算する。

(2) 一時占用料

区 分	単 位	料 金
エプロン、鉄道貨物積卸場 その他これらに類する用地	1平方メートル 1日までごとに	9.9円
道路		9円（占用期間が1月未満の場合は、9.9円）

(3) 占用使用料（埋設管、架空管、電柱その他これらに類するものを設置する場合に適用する。）

区 分	単 位	占用期間が1月未満	占用期間が1月以上
地上	1平方メートル1月につき	57.2円	52円
地下		33円	30円
空間		24.2円	22円

5 荷さばき地使用料

(1) 一般使用料

ア 初日から15日まで

1平方メートル1日までごとに 7.8円以内において管理者の定める額

イ 16日以後

1平方メートル1日までごとに 11.8円以内において管理者の定める額

(2) 専用使用料

1平方メートル1月につき 198円以内において管理者の定める額

6 小型船だまり物揚場等使用料

(1) 一般使用

1日につき59.4円（外航船舶については、54円）に総とん数を乗じて得た額とする。この場合において、総とん数100トン（その他の船だまりにあつては、300トン。以下この号において同じ。）を超える船舶については、100トンとして計算する。

(2) 専用使用

ア 漁港区

区 分	使 用 料			
	1月以上3月未満	3月以上6月未満	6月以上9月未満	9月以上1年まで
1トン未満	2,300円	3,800円	5,200円	5,800円
1トン以上3トン未満	3,400円	5,800円	8,000円	8,900円
3トン以上5トン未満	4,400円	7,500円	10,600円	11,700円
5トン以上10トン未満	7,500円	12,800円	18,200円	20,200円
10トン以上15トン未満	11,000円	19,000円	26,700円	29,300円
15トン以上20トン未満	13,600円	24,200円	33,500円	36,900円
20トン以上30トン未満	25,300円	44,000円	60,900円	67,800円
30トン以上40トン未満	32,600円	56,900円	78,500円	87,500円
40トン以上50トン未満	41,600円	71,800円	99,300円	110,500円

50 トン以上 60 トン未満	51, 600 円	89, 500 円	124, 200 円	137, 900 円
60 トン以上 80 トン未満	66, 800 円	116, 200 円	161, 900 円	179, 200 円
80 トン以上100 トン未満	81, 800 円	143, 000 円	199, 400 円	220, 300 円
100 トン以上	96, 800 円	169, 700 円	237, 000 円	261, 400 円

イ その他の船だまり

区 分	使 用 料			
	1 月以上 3 月未満	3 月以上 6 月未満	6 月以上 9 月未満	9 月以上 1 年まで
1 トン未満	2, 300 円	3, 800 円	5, 200 円	5, 800 円
1 トン以上 3 トン未満	3, 400 円	5, 800 円	8, 000 円	8, 900 円
3 トン以上 5 トン未満	4, 400 円	7, 500 円	10, 600 円	11, 700 円
5 トン以上 10 トン未満	7, 500 円	12, 800 円	18, 200 円	20, 200 円
10 トン以上 15 トン未満	11, 000 円	19, 000 円	26, 700 円	29, 300 円
15 トン以上 20 トン未満	13, 600 円	24, 200 円	33, 500 円	36, 900 円
20 トン以上100 トン未満	16, 000 円と 20 トンを超える 10 トンごとに 2, 400 円で計算した額との合計額	30, 600 円と 20 トンを超える 10 トンごとに 6, 400 円で計算した額との合計額	43, 300 円と 20 トンを超える 10 トンごとに 9, 800 円で計算した額との合計額	47, 800 円と 20 トンを超える 10 トンごとに 10, 800 円で計算した額との合計額
100 トン以上	35, 600 円と 100 トンを超える 10 トンごとに 2, 700 円で計算した額との合計額（その額が 89, 600 円を超えるときは 89, 600 円）	83, 400 円と 100 トンを超える 10 トンごとに 7, 300 円で計算した額との合計額（その額が 229, 400 円を超えるときは 229, 400 円）	123, 500 円と 100 トンを超える 10 トンごとに 11, 200 円で計算した額との合計額（その額が 347, 500 円を超えるときは 347, 500 円）	136, 700 円と 100 トンを超える 10 トンごとに 12, 500 円で計算した額との合計額（その額が 386, 700 円を超えるときは 386, 700 円）

7 船揚場使用料

(1) 一般使用料

1 隻につき 1 日までごとに

ア 総とん数 20 トン未満の船舶 110 円

イ 総とん数 20 トン以上 50 トン未満の船舶 220 円

ウ 総とん数 50 トン以上 100 トン未満の船舶 440 円

エ 総とん数 100 トン以上の船舶 660 円

(2) 専用使用料

1 平方メートル 1 月につき 102 円以内において管理者の定める額

8 荷役機械使用料

コンテナクレーン 1 台 1 時間までごとに 51, 150 円

9 冷凍コンセント使用料

1 口 1 時間までごとに 154 円

備考

1 外航船舶とは、消費税法施行令（昭和 63 年政令第 360 号）第 17 条第 2 項第 3 号に規定する船舶をいう。

2 特定給水とは、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 7 条第 1 項第 1 号又は租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 85 条第 1 項の規定に該当する給水をいう。

3 冬期とは、12 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

4 執務時間とは、苫小牧港管理組合の休日に関する条例（平成 4 年条例第 1 号）第 1 条第 1 項に規定する休日以外の日の管理者が定める時間をいう。

別表第2（第20条関係）

施 設 名	備 考
勇払マリーナ	
苫小牧国際コンテナターミナル	国有港湾施設を除く

別表第3（第21条関係）

1 勇払マリーナ

（1）海上係留施設

区 分	使 用 料		
	係留 24 時間 までごとに	1 月	1 年
艇長が8メートル以下のもの	4,740 円	50,700 円	303,000 円
艇長が8メートルを超え 9メートル以下のもの	5,660 円	56,600 円	339,000 円
艇長が9メートルを超え 10メートル以下のもの	6,940 円	66,700 円	400,000 円
艇長が10メートルを超え 11メートル以下のもの	7,760 円	77,600 円	465,000 円
艇長が11メートルを超え 12メートル以下のもの	8,920 円	89,200 円	535,000 円
艇長が12メートルを超え 13メートル以下のもの	10,180 円	101,900 円	610,000 円
艇長が13メートルを超え 14メートル以下のもの	11,540 円	115,500 円	693,000 円
艇長が14メートルを超えるもの	11,540 円に 14 メートルを超える 1メートルにつき 1,030 円を加算し た額	115,500 円に 14メートルを超 える1メートルに つき 10,300 円を加 算した額	693,000 円に 14メートルを超 える1メートルに つき 60,700 円を加 算した額

備考 係留 24 時間までごとに定める金額には、コンセントの使用料金を含む。

（2）陸上艇置場

ア Aヤード

区 分	使 用 料		
	1 日	1 月	1 年
艇長が5メートル以下のもの	1,690 円	29,460 円	176,000 円
艇長が5メートルを超え6メートル以下のもの	1,950 円	33,360 円	200,000 円
艇長が6メートルを超え7メートル以下のもの	2,440 円	42,880 円	257,000 円
艇長が7メートルを超え8メートル以下のもの	2,960 円	50,680 円	304,000 円
艇長が8メートルを超え9メートル以下のもの	3,530 円	61,260 円	367,000 円
艇長が9メートルを超え10メートル以下のもの	4,130 円	70,260 円	421,000 円
艇長が10メートルを超え11メートル以下のもの	4,800 円	82,440 円	494,000 円
艇長が11メートルを超え12メートル以下のもの	5,290 円	89,740 円	538,000 円
艇長が12メートルを超え13メートル以下のもの	5,770 円	99,060 円	594,000 円
艇長が13メートルを超えるもの	5,770 円に 13 メー トルを超える 1 メ ートルにつき 480 円を加算し た額	99,060 円 に 13 メートルを超える 1メートルにつき 7,200 円を加算し た額	594,000 円に 13メートルを超え る1メートルに つき 43,200 円を加 算した額

備考

- この表において、AヤードとはBヤード以外の陸上艇置場をいう。
- 1月及び1年の欄に定める金額には、上下架施設の使用料を含む。

イ Bヤード

区 分	1 月	1 年
艇長が5メートル以下のもの	20,900 円	125,000 円
艇長が5メートルを超え6メートル以下のもの	23,500 円	141,000 円
艇長が6メートルを超え7メートル以下のもの	28,000 円	168,000 円
艇長が7メートルを超え8メートル以下のもの	33,000 円	198,000 円
艇長が8メートルを超え9メートル以下のもの	38,200 円	229,000 円
艇長が9メートルを超え10メートル以下のもの	44,000 円	264,000 円
艇長が10メートルを超え11メートル以下のもの	50,200 円	301,000 円
艇長が11メートルを超えるもの	50,200 円に11メートルを超える1メートルにつき4,350 円を加算した額	301,000 円に11メートルを超える1メートルにつき26,100 円を加算した額

備考

- この表において、Bヤードとは未舗装地の陸上艇置場のうち管理者が指定する部分をいう。
- この表に定める金額には、船揚場の利用料金を含む。
- 船揚場の年間契約者がBヤードを月間利用する場合の料金は、1月利用料から船揚場使用料1月あたり相当額（年間使用料/6（10円未満の端数切捨））を差引いた額とする。

(3) 上下架施設

区 分	陸上艇置場使用艇		陸上艇置場使用艇以外の艇（1回）
	船の揚げ又は降ろし1回	1 月	
艇長が6メートル以下のもの	1,040 円	4,160 円	2,080 円
艇長が6メートルを超え8メートル以下のもの	1,570 円	6,280 円	3,140 円
艇長が8メートルを超え10メートル以下のもの	2,090 円	8,360 円	4,180 円
艇長が10メートルを超え12メートル以下のもの	2,610 円	10,440 円	5,220 円
艇長が12メートルを超えるもの	3,140 円	12,560 円	6,280 円

(4) 船揚場

1年につき 37,700 円

(5) 物揚場

区 分	使 用 料		
	1 日	1 月	1 年
艇長が8メートル以下のもの	3,320 円	49,800 円	298,000 円
艇長が8メートルを超え9メートル以下のもの	3,710 円	55,600 円	333,000 円
艇長が9メートルを超え10メートル以下のもの	4,370 円	65,500 円	393,000 円
艇長が10メートルを超え11メートル以下のもの	5,090 円	76,300 円	457,000 円
艇長が11メートルを超え12メートル以下のもの	5,850 円	87,700 円	526,000 円
艇長が12メートルを超え13メートル以下のもの	6,680 円	100,200 円	601,000 円
艇長が13メートルを超え14メートル以下のもの	7,580 円	113,700 円	682,000 円
艇長が14メートルを超えるもの	7,580 円に14メートルを超える1メートルにつき670 円を加算した額	113,700 円に14メートルを超える1メートルにつき10,000 円を加算した額	682,000 円に14メートルを超える1メートルにつき60,000 円を加算した額

(6) コンセント

区 分	期 間	1 日	1 月以上
30 アンペア	4 月 1 日から 11 月 30 日まで	370 円	従量制とする
	12 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで	570 円	
50 アンペア	4 月 1 日から 11 月 30 日まで	640 円	
	12 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで	960 円	

備考 この表における従量制の金額は、使用電力量に応じた実費とする。

(7) 修理施設

1 隻 1 日あたり

区 分	期 間	料 金
修理ヤード		2,090 円
修理棟	4 月 1 日から 11 月 30 日まで	3,660 円
	12 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで	4,400 円

(8) 給油施設

1 月につき 110,000 円

(9) 研修室

区 分	1 時間	1 日
4 月 1 日から 11 月 30 日まで	620 円	4,190 円
12 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで	750 円	5,020 円

2 苫小牧国際コンテナターミナル

- (1) 港湾施設用地等使用料 別表第 1 4 に定める額
- (2) 荷さばき地使用料 別表第 1 5 に定める額
- (3) 荷役機械使用料 別表第 1 8 に定める額
- (4) 冷凍コンセント使用料 別表第 1 9 に定める額

○苫小牧港管理組合港湾施設管理使用条例施行規則

昭和40年 7 月 1 日規則第 4 号

改正

昭和42年規則第 1 号
昭和43年規則第 3 号
昭和43年規則第 4 号
昭和43年規則第 8 号
昭和44年規則第 2 号
昭和44年規則第10号

昭和44年規則第11号
昭和46年規則第2号
昭和46年規則第3号
昭和46年規則第11号
昭和47年規則第1号
昭和47年規則第3号
昭和48年規則第2号
昭和49年規則第2号
昭和49年規則第12号
昭和49年規則第13号
昭和49年規則第14号
昭和49年規則第18号
昭和50年規則第3号
昭和50年規則第4号
昭和51年規則第1号
昭和51年規則第2号
昭和52年規則第1号
昭和52年規則第5号
昭和53年規則第1号
昭和53年規則第7号
昭和55年規則第2号
昭和55年規則第3号
昭和55年規則第7号
昭和56年規則第2号
昭和57年規則第4号
昭和58年規則第1号
昭和59年規則第1号
平成元年規則第2号
平成元年規則第5号
平成元年規則第6号
平成元年規則第7号
平成3年規則第3号
平成4年規則第2号
平成5年規則第3号
平成7年規則第1号
平成8年規則第7号
平成9年規則第1号
平成9年規則第4号
平成10年規則第3号
平成11年規則第3号
平成11年規則第5号
平成12年規則第3号
平成13年規則第4号
平成14年規則第1号
平成14年規則第5号
平成15年規則第2号
平成16年規則第4号
平成17年規則第5号
平成19年規則第6号

平成20年規則第12号

平成20年規則第13号

平成21年規則第1号

平成21年規則第2号

平成22年規則第1号

平成22年規則第2号

平成24年規則第4号

平成26年規則第1号

平成26年規則第2号

平成27年規則第2号

平成30年規則第6号

平成30年規則第7号

平成30年規則第9号

令和元年規則第1号

令和2年12月28日規則第7号

令和5年7月6日規則第7号

苫小牧港管理組合港湾施設管理使用条例施行規則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、苫小牧港管理組合港湾施設管理使用条例（昭和40年条例第4号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 使用

（使用の手続）

第2条 条例第3条の規定により次の各号に掲げる港湾施設を使用しようとする者は、当該各号に定める申請書を管理者に提出しなければならない。ただし、管理者が特に認めたときは、これによらないことができる。

（1） 岸壁 係留施設等使用許可申請書（第1号様式）又は入港前手続様式（第1号の2様式）

（2） 物揚場 物揚場使用許可申請書（第2号様式）

（3） 船揚場 船揚場使用許可申請書（第3号様式）

（4） 上屋、くん蒸上屋又は荷さばき地 上屋（くん蒸上屋）・荷さばき地使用許可申請書（第4号様式）又は港湾施設（上屋・荷捌き地・野積場）使用許可申請書（第4号の2様式）

（5） 港湾施設用地 港湾施設用地使用許可申請書（第5号様式）

（6） 荷役機械 荷役機械使用許可申請書（書式1）（第6号様式）又は荷役機械使用許可申請書（書式2）（第6号の2様式）

（7） コンテナ用電源 コンテナ用電源使用許可申請書（書式1）（第7号様式）又はコンテナ用電源仕様許可申請書（書式2）（第7号の2様式）

（8） 計量機 計量機使用許可申請書（第8号様式）

（9） 勇払マリーナ

ア 陸上艇置場 マリーナ陸上艇置場使用許可申請書（第9号様式）

イ 海上係留施設 マリーナ海上係留施設使用許可申請書（第10号様式）

ウ 上下架施設 マリーナ上下架施設使用許可申請書（第11号様式）

エ 船揚場 マリーナ船揚場使用許可申請書（第12号様式）

オ 研修室 マリーナ研修室使用許可申請書（第13号様式）

（10） 船舶給水施設 船舶給水施設使用許可申請書（第14号様式）

（11） その他の施設 当該施設と類似する前各号に掲げる施設に係る申請書に準じた申請書（使用の順位）

第3条 前条の申請が競合する場合における使用の順位は、管理者の決定するところによる。

第3条の2 条例第3条の2の規定により区分して優先的に使用させる港湾施設及び当該港

湾施設を優先的に使用することができるものは、次のとおりとする。

港湾施設の名称	優先的に使用することができるもの
南ふ頭3号岸壁	外航航路に就航する船舶であって、木材チップ又は製紙パルプを輸送するもの
西ふ頭1号岸壁、西ふ頭2号岸壁、西ふ頭3号岸壁	内航定期航路に就航する船舶であって、紙製品、自動車及び雑貨を輸送するもの
東ふ頭3号岸壁	内航定期航路に就航する船舶であって、紙製品及び雑貨を輸送するもの
入船ふ頭岸壁	内航定期航路に就航する船舶であって、自動車及び雑貨を輸送するもの
勇払ふ頭1号岸壁	外航航路に就航する船舶であって、木材チップを輸送するもの
勇払ふ頭2号岸壁、勇払ふ頭3号岸壁、勇払ふ頭4号岸壁、勇払ふ頭5号岸壁、勇払ふ頭6号岸壁	内航定期航路に就航する船舶であって、コンテナを輸送するもの又は自動車及び雑貨を輸送するもの
周文ふ頭2号岸壁	一般旅客定期航路事業の航路に就航する船舶であって、人及び自動車を運送するもの

2 前項の規定に基づき、港湾施設を優先的に使用しようとする者は、あらかじめ管理者の承認を受けなければならない。

（継続使用）

第4条 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、継続して使用しようとするときは、一般使用については使用期間満了前に、専用使用については使用期間満了の15日前に申請し、管理者の許可を受けなければならない。

（工作物等の設置等の申請）

第5条 使用の許可を受けようとする者又は使用者が、その使用の場所に工作物その他の設備をしようとするときは、附近の見取図、設計図その他必要な図面及び仕様書を添えて申請しなければならない。

（申請書記載事項の取消し又は変更）

第6条 使用の許可若しくは工作物等の設置の許可を受けた者が、申請書記載の事項を取り消し、又は変更しようとするときは、すみやかに管理者に申し出て承認を受けなければならない。

（使用目的の変更届）

第7条 使用者がその使用目的を変更しようとするとき、又は構築物を増、改築し、若しくは大修理をしようとするときは、あらかじめ管理者に申し出て承認を受けなければならない。

2 管理者は、公益上その他の理由により必要があると認めたときは、前項の申し出の内容を変更することを命じ、又は相当の条件を付することができる。

（使用料計算の基準）

第8条 条例第15条第2項の規定による使用料計算の基準は、別に定めるもののほか、次のとおりとする。

- （1） 1トン未満、1メートル未満、1平方メートル未満及び1立方メートル未満の端数は、それぞれ1トン、1メートル、1平方メートル及び1立方メートルとして計算する。
- （2） 1月を単位とする使用料に係る使用期間が、1月に満たないときは1月として計算し、1月に満たない端数があるときは、15日までは2分の1月、16日以上は1月として計算する。
- （3） 1日を単位とする使用料に係る使用期間が、1日に満たないとき、又はその使用期間に1日に満たない端数があるときは、1日として計算する。
- （4） 1時間を単位とする使用料に係る使用時間が、1時間に満たないときは1時間として計算し、1時間に満たない端数があるときは、30分までは2分の1時間、30分を超えるときは1時間として計算する。
- （5） けい留施設の使用時間は、船舶を当該施設にけい留した時刻から、離岸又は離標した

時刻までとする。

(6) 船舶の総トン数及び長さは、原則として公の機関が発行する証書に記載してあるものを用い、総トン数又は長さの記載のない船舶については、管理者が認定する。

(7) 前号の規定にかかわらず、はしけのけい留施設使用料を計算する場合にあっては、はしけの満載積トン数の60%をもって総トン数とみなす。

(8) 外径又は幅員が1メートル未満の埋設管、架空管及びこれらに類するものの面積は、延長1メートルを1平方メートルと、外径又は幅員が1メートル未満の電柱及びこれに類するものの面積は、1本を1平方メートルとみなす。

2 前項第1号及び第2号の規定は、専用使用に係る小型船だまり物揚場等使用料の計算には適用しない。

(管理者が定める使用料の額)

第8条の2 条例別表第1に規定する管理者が定める使用料の額は別表第1のとおりとする。

(管理者が定める時間)

第8条の3 条例別表第1備考第4項の規定により管理者が定める時間は、午前8時45分から午後5時15分までとする。

(使用料の減免)

第8条の4 条例第16条の規定による使用料の減免は、次に掲げる場合に行うことができる。

(1) 国、地方公共団体その他の公共団体が公用又は公共の用に供するとき。

(2) 災害その他使用者の責に帰すことができない理由により、当該施設の全部又は一部を使用することができないとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が港湾の振興対策上特に必要があると認めるとき。

2 使用料の減免を受けようとする者は、あらかじめ使用料減免申請書(書式1)(第15号様式)又は使用料減免申請書(書式2)(第15号の2様式)を管理者に提出しなければならない。

(貨物のとん数)

第9条 貨物のとん数は、重量は1,000キログラム、容積は1,133立方メートルをもって1トンとし、重量又は容積の大なる方を用いる。ただし、管理者が適正と認める商慣習がある場合は、これによることができる。

(使用期間)

第10条 港湾施設の使用期間は、1年以内(港湾施設用地については3年以内)とする。ただし、特に管理者の承認を受けたときはこの限りでない。

(使用区分)

第11条 港湾施設用地、エプロン及び道路の使用区分は、次のとおりとする。ただし、これにより難いときは、この限りでない。

(1) 地上 次の各号に該当しないもの

(2) 地下 使用物件が地下にあるもの。ただし、使用物件が地表に露出しているものであってもその使用物件上において車両の通行、荷役等が支障なく行なわれると認められるものは、地下とみなす。

(3) 空間 使用物件が地面に接しないで設けられ、その最下部が地面から5メートル以上のもの

(使用実績届)

第12条 他の船舶に給油するために岸壁を使用した者又は荷役機械若しくはコンテナ用電源を使用した者は、1月ごとの使用実績について、使用実績届(第17号様式から第19号様式まで)により、速やかに管理者に届け出なければならない。ただし、管理者が特に認めたときは、これによらないことができる。

第3章 管理

(貨物の目標明示)

第13条 上屋の一般使用については、蔵置貨物に搬入月日及び使用者の住所、氏名を明示した札を付けなければならない。

（くん蒸の届出等）

第14条 上屋内においてくん蒸を行なうときは、その行なおうとする日の前日までに管理者に届け出なければならない。

2 管理者は、危害防止のため必要と認めるときは、くん蒸の中止又はその他の措置を命ずることができる。

（火気の制限）

第15条 上屋内においては、喫煙し、又は火気を取り扱ってはならない。

第16条 削除

（上屋の開閉時間）

第17条 上屋の開閉時間は、第8条の3に定める時間とする。ただし、使用者の都合により時間外に開閉することができる。

（禁止事項）

第18条 次の各号のいずれかに該当する行為は、禁止する。ただし、管理者の許可を得たときは、この限りでない。

（1） 岸壁、物揚場、船揚場、護岸、防波堤及び道路（橋梁を含む。以下同じ。）に貨物等を留置すること。

（2） 岸壁、物揚場、船揚場、護岸及び防波堤（以下この条において「岸壁等」という。）に駐車すること。

（3） 岸壁等の前面水域において、水産動植物を採捕し、又は遊泳すること。

（4） 岸壁等、荷さばき地及び港湾施設用地において火気を使用すること。

（5） 管理者が指定する立入禁止区域に立ち入ること。

（6） その他港湾施設の機能に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

第4章 船舶

（入出港届）

第19条 条例第13条の船舶は、総トン数500トン以上の船舶とする。ただし、管理者が必要と認めたときは、総トン数500トン未満の船舶に対しても、入港届又は出港届を提出させることができる。

2 入港届は入港後直ちに、出港届は出港直前に、入出港届（第20号様式）により提出しなければならない。

3 一般旅客定期航路事業者（海上運送法（昭和24年法律第187号）第8条第1項に規定する一般旅客定期航路事業者をいう。以下同じ。）は、前項の規定にかかわらず、その一般旅客定期航路に就航する船舶に係る入港届及び出港届の提出を省略することができる。

4 前項の規定より一般旅客定期航路事業者が入港届及び出港届の提出を省略しようとする場合には、あらかじめ入出港届省略承認申請書（第21号様式）を管理者に提出し、その承認を受けなければならない。記載事項に変更が生じた場合も、同様とする。

（けい離船の立会い）

第20条 岸壁における船舶のけい離は、係員の指示に従い、その立会いのもとに行なわなければならない。

（けい留船舶等の注意）

第21条 けい留船舶等については、次の事項を厳守しなければならない。

（1） 荒天のため船舶又はけい留施設に危害を及ぼすおそれがあるときは、すみやかに適当な措置をとり、いつでも離岸できるように準備すること。この場合において、係員の指示を受けたときは、これに従うこと。

（2） 火災その他危害を及ぼすおそれのある事故が発生したときは、すみやかに離岸その他適当な措置をとること。

（3） 船舶の排せつ管と岸壁防舷材との接触を防止するため、適当な防舷具を使用すること。

（4） ごみその他船内において生じた汚物をエプロン又は海中に投棄しないこと。

（5） 舷側にけい留する船舶等は、2隻以上並列させないこと。

（6） 潮の干満に応じ、けい留索を調整すること。

- (7) 荷役その他の作業に際しては、けい船岸壁を損傷しないこと。
- (8) ねずみの往来を防止するため、けい留索又は昇降はしごには、必ずねずみよけ装置を使用する等適当な措置を講ずること。
- (9) ばら積貨物の荷役は、その墜落を防止するため適当な措置を講じ、係員の検査を受け、作業完了したときは、すみやかにエプロンを清掃すること。
- (10) 昇降設備を完全にし、夜間は、これに照明設備をすること。
- (11) 船舶を修理するため火気を使用する場合は、あらかじめ係員の指示を受けること。
- (12) 出港前又はけい留中に試運転を行う場合は、十分な見張りを置き、他に損傷を与えないよう注意すること。

(汽艇転けい等の指示)

第22条 機帆船、はしけ等が許可を得て岸壁を使用する場合であっても、他の船舶のけい離に支障があると認めたときは、いつでも転けい又は離岸させることができる。

(けい留の制限)

第23条 船舶が、貨物の積おろし、旅客の乗降又は給水、動力源の供給を受ける場合のほか、岸壁及び物揚場に船舶をけい留することはできない。ただし、他の船舶の貨物積おろしを妨げず、かつ、管理者においてやむを得ない事情があると認めたときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第24条 条例第20条の規定により指定管理者に指定管理対象施設の管理を行わせる場合における第2条の規定の適用については、規定中「管理者」とあるのは「指定管理者」とし、申請書の様式についても同様とする。

(利用料金の承認の申請等)

第25条 条例第21条第2項の承認（以下「利用料金の承認」という。）を受けようとする指定管理者は、利用料金承認申請書（第22号様式）を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の規定により提出された申請書の内容が、次の基準に適合すると認めるときは、利用料金の承認をするものとする。

(1) 利用料金の額が、条例別表第1の2に定める金額の範囲内であり、かつ、類似の公営又は民営の施設の使用料、利用料金等の額と比較して著しく均衡を失っていないものであること。

(2) 利用料金の周知方法が適切であること。

(3) 利用料金の收受方法が適切であること。

(4) 利用料金の減免について定めがある場合は、公益上の理由その他適当と認められる理由がある場合に減免することとされていること。

(5) 利用料金の還付について定めがある場合は、利用者の責めに帰することのできない理由により指定管理対象施設を利用できなくなった場合その他相当と認められる理由がある場合に還付することとされていること。

(6) その他公の施設の利用料金として不適当な事項が定められていないこと。

第5章 雑則

(電子情報処理組織による申請等)

第26条 電子情報処理組織により行われた申請等は、管理者の電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に、管理者に到達したものとみなす。

2 管理者は、前項の規定により申請等がされたときは、電子情報処理組織を使用して許可の通知を行うことができる。

(ファクシミリによる申請等)

第27条 管理者が指定する申請書等は、ファクシミリによる送信によって提出することができる。この場合において、管理者のファクシミリにより出力された用紙は、申請書等の正本とみなす。

(雑則)

第28条 この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、昭和40年7月1日から施行する。

附 則（昭和42年11月22日規則第1号改正）

この規則は、昭和42年12月1日から施行する。

附 則（昭和43年8月30日規則第3号改正）

この規則は、昭和43年10月1日から施行する。

附 則（昭和43年10月1日規則第4号改正）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和43年11月30日規則第8号改正）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和44年3月1日規則第2号改正）

この規則は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則（昭和44年9月30日規則第10号改正）

この規則は、昭和44年10月1日から施行する。ただし、この規則により改正後の第8条第4号ただし書の規定は、昭和44年11月1日から施行する。

附 則（昭和44年12月5日規則第11号改正）

この規則は、昭和45年1月4日から施行する。

附 則（昭和46年2月20日規則第2号改正）

改正

昭和46年規則第3号

1 この規則は公布の日から施行する。ただし、改正後の別表第1第2項及び第3項の規定は昭和46年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日以後木材埠頭岸壁が供用開始する日の前日までの間に限り、岸壁において陸揚される木材のうち製材（キャンツ材及びスクエア材を含む。）及びこれと混載の木材並びに北洋材（ソ連材に限る。）については、この規則別表第2の規定は適用しない。

附 則（昭和46年4月9日規則第3号改正）

この規則は、公布の日から施行し、昭和46年2月20日から適用する。

附 則（昭和46年11月1日規則第11号改正）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和47年4月1日規則第1号改正）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和47年5月1日規則第3号改正）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和48年2月22日規則第2号改正）

この規則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則（昭和49年3月1日規則第2号改正）

この規則は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則（昭和49年5月25日規則第12号改正）

この規則は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

附 則（昭和49年5月25日規則第13号改正）

この規則は、公布の日から施行し、昭和49年5月1日から適用する。

附 則（昭和49年7月11日規則第14号改正）

この規則は、昭和49年8月1日から施行する。

附 則（昭和49年12月2日規則第18号改正）

この規則は、公布の日から施行し、昭和49年11月1日から適用する。

附 則（昭和50年2月20日規則第3号改正）

1 この規則は、昭和50年4月1日から施行する。

2 この規則中別表第1に掲げる港灣施設用地使用料の昭和50年4月1日から昭和51年3月31日までの間における適用については、「30円」「25円」「20円」「16円」とあるのは、それぞれ「26円」「22円」「17円」「14円」に読み替えるものとする。

附 則（昭和50年2月27日規則第4号改正）

この規則は、昭和50年3月1日から施行する。

附 則（昭和51年2月28日規則第1号改正）

（施行期日）

1 この規則は、昭和51年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の苫小牧港管理組合港湾施設管理使用条例施行規則別表第1の第3項中「3円」、「2.8円」、「4.5円」、「4.2円」、「74円」、「68円」、「62円」及び「55円」とあるのは、この規則施行の日から昭和52年3月31日までは、「2.5円」、「2.4円」、「3.8円」、「3.6円」、「65円」、「60円」、「54円」及び「48円」と読み替えるものとする。

附 則（昭和51年3月5日規則第2号改正）

この規則は、公布の日から施行し、昭和50年11月10日から適用する。

附 則（昭和52年2月28日規則第1号改正）

この規則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（昭和52年5月2日規則第5号改正）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和53年2月28日規則第1号改正）

（施行期日）

1 この規則は、昭和53年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の苫小牧港管理組合港湾施設管理使用条例施行規則別表第1の第2項中「35円」、「30円」、「25円」、「20円」及び「2割」とあるのは、この規則施行の日から昭和54年3月31日までは、「32円」、「27円」、「22円」、「18円」及び「7分」と、昭和54年4月1日から昭和55年3月31日までは、「34円」、「29円」、「24円」、「19円」及び「1割4分」とそれぞれ読み替えるものとする。

附 則（昭和53年9月30日規則第7号改正）

この規則は、昭和53年10月1日から施行する。

附 則（昭和55年2月29日規則第2号改正）

（施行期日）

1 この規則は、昭和55年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の苫小牧港管理組合港湾施設管理使用条例施行規則別表第1の第3項中「4円」、「3.7円」、「1.3円」、「6円」、「5.6円」、「2円」、「98円」、「90円」、「82円」及び「73円」とあるのは、この規則施行の日から昭和56年3月31日までは、「3.5円」、「3.3円」、「1.2円」、「5.3円」、「4.9円」、「1.8円」、「86円」、「79円」、「72円」及び「64円」と読み替えるものとする。

附 則（昭和55年3月26日規則第3号改正）

この規則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年9月10日規則第7号改正）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和56年2月24日規則第2号改正）

（施行期日）

1 この規則は、昭和56年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の苫小牧港管理組合港湾施設管理使用条例施行規則別表第1第2項中「47円」、「40円」、「33円」及び「27円」とあるのは、この規則施行の日から昭和57年3月31日までは、「39円」、「34円」、「28円」及び「23円」と、昭和57年4月1日から昭和58年3月31日までは、「43円」、「37円」、「31円」及び「25円」とそれぞれ読み替えるものとする。

附 則（昭和57年3月3日規則第4号改正）

この規則は、昭和57年4月2日から施行する。

附 則（昭和58年2月14日規則第1号改正）

（施行期日）

1 この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の苫小牧港管理組合港湾施設管理使用条例施行規則別表第1第3項中「4.9円」、「4.6円」、「1.6円」、「7.4円」、「6.9円」、「2.5円」、「121円」、「111円」、「101円」及び「90円」とあるのは、この規則の施行の日から昭和59年3月31日までは、「4.3円」、「4.0円」、「1.4円」、「6.5円」、「6.1円」、「2.2円」、「106円」、「97円」、「89円」及び「79円」と、昭和59年4月1日から昭和60年3月31日までは、「4.6円」、「4.3円」、「1.5円」、「7.0円」、「6.5円」、「2.4円」、「114円」、「104円」、「95円」及び「85円」とそれぞれ読み替えるものとする。

附 則（昭和59年2月27日規則第1号改正）

（施行期日）

1 この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の苫小牧港管理組合港湾施設管理使用条例施行規則別表第1第2項中「52円」、「44円」、「37円」及び「30円」とあるのは、この規則施行の日から昭和60年3月31日までは、「49円」、「41円」、「34円」及び「28円」と、昭和60年4月1日から昭和61年3月31日までは、「51円」、「42円」、「36円」及び「29円」とそれぞれ読み替えるものとする。

附 則（平成元年1月18日規則第2号改正）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年2月20日規則第5号改正）

1 この規則は、平成元年5月1日から施行する。

2 この規則による改正後の苫小牧港管理組合港湾施設管理使用条例施行規則別表第1第1項の規定は、この規則の施行の日以後の使用に係る使用料（同日前から引き続き使用している場合にあっては、同日以後に始まる単位時間（使用料の算定の基礎となるけい留24時間をいう。）に係る使用料）について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成元年3月29日規則第6号改正）

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成元年3月31日規則第7号改正）

1 この規則は、平成元年5月1日から施行する。

2 この規則による改正後の苫小牧港管理組合港湾施設管理使用条例施行規則別表第1の規定は、この規則の施行の日以後の使用に係る使用料（同日前から引き続き使用している場合の岸壁等使用料にあっては、同日以後に始まる単位時間（使用料算定の基礎となるけい留24時間をいう。）に係るもの）について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成3年4月1日規則第3号改正）

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成4年3月30日規則第2号改正）

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成5年4月28日規則第3号改正）

この規則は、平成5年5月1日から施行する。

附 則（平成7年1月31日規則第1号改正）

1 この規則は、平成7年2月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の苫小牧港管理組合港湾施設管理使用

条例施行規則第11号様式の規定に基づき作成されている用紙は、平成7年7月31日までの間に限り、使用することができる。

附 則（平成8年12月11日規則第7号改正）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年2月28日規則第1号改正）

1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の苫小牧港管理組合港湾施設管理使用条例施行規則別表第1の規定は、この規則の施行の日以後の使用に係る使用料（同日前から引き続き使用している場合の岸壁等使用料にあつては、同日以後に始まる単位時間（使用料算定の基礎となるけい留24時間をいう。）に係るもの）について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成9年3月19日規則第4号改正）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年9月30日規則第3号改正）

1 この規則は、平成10年11月1日から施行する。

2 この規則による改正後の苫小牧港管理組合港湾施設管理使用条例施行規則別表第1の1の表の規定は、この規則の施行の日以後に開始した使用に係る岸壁等使用料について適用し、同日前に開始した使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成11年5月10日規則第3号改正）

この規則は、平成11年6月1日から施行する。

附 則（平成11年11月1日規則第5号改正）

この規則は、平成11年12月1日から施行する。

附 則（平成12年3月10日規則第3号改正）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年6月29日規則第4号改正）

この規則は、平成13年7月2日から施行する。

附 則（平成14年2月12日規則第1号改正）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成14年4月1日規則第5号改正）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月31日規則第2号改正）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年6月29日規則第4号改正）

この規則は、平成16年7月1日から施行する。

附 則（平成17年10月31日規則第5号改正）

この規則は、平成17年11月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第6号改正）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年8月1日規則第12号改正）

この規則は、平成20年8月1日から施行する。

附 則（平成20年9月22日規則第13号改正）

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成21年2月27日規則第1号改正）

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の苫小牧港管理組合港湾施設管理使用条例施行規則別表第1の規定は、この規則の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成21年3月19日規則第2号改正）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年 3 月23日規則第 1 号改正）

この規則は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成22年 3 月30日規則第 2 号改正）

（施行期日）

1 この規則は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の苫小牧港管理組合港湾施設管理使用条例施行規則別表第 1 の第 3 項中「109. 20円」とあるのは、この規則施行の日から平成23年 3 月31日までは「92. 82円」と、平成23年 4 月 1 日から平成24年 3 月31日までは「98. 28円」と読み替えるものとする。

附 則（平成24年 4 月 1 日規則第 4 号改正）

この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成26年 3 月 4 日規則第 1 号改正）

1 この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則による改正後の苫小牧港管理組合港湾施設管理使用条例施行規則別表第 1 の規定は、この規則の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成26年12月11日規則第 2 号改正）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 3 条の 2 の表晴海ふ頭 3 号岸壁の項を削る改正規定は、平成27年 1 月31日から施行する。

附 則（平成27年 3 月31日規則第 2 号改正）

この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年 3 月26日規則第 6 号改正）

この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年 3 月29日規則第 7 号改正）

この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年 5 月18日規則第 9 号改正）

この規則は、平成30年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 8 月30日規則第 1 号改正）

1 この規則は、令和元年10月 1 日から施行する。

2 この規則による改正後の苫小牧港管理組合港湾施設管理使用条例施行規則別表第 1 の規定は、この規則の施行の日以後の許可に係る料金について適用し、同日前の許可に係る料金については、なお従前の例による。

附 則（令和 2 年12月28日規則第 7 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 5 年 7 月 6 日規則第 7 号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第 1（第 8 条の 2 関係）

1 岸壁等使用料

区分使用料

（1） けい留時間が12時間を超える場合は、総とん数 1 トンにつき、けい留12時間までごとに3. 08円（外航船舶は、2. 8円）

（2） けい留時間が12時間以内の場合は、総とん数 1 トンにつき、4. 62円（外航船舶は、4. 2円）

2 港湾施設用地等使用料

専用使用料（港湾施設用地に適用）

（1） 基本料金 1 平方メートル 1 月につき次の料金とする。

区分	未舗装地		舗装地
	占用期間が 1 月未満	占用期間が 1 月以上	

1 級地	57. 2円	52円	64. 9円
2 級地	48. 4円	44円	56. 1円
3 級地	40. 7円	37円	48. 4円
4 級地	33円	30円	40. 7円

(2) 割増料金 1 平方メートル 1 月につき

工作物（埋設管、架空管、電柱その他これらに類するもの及び仮設物を除く。）を設置する場合は、前号に規定する各級地の単価の 2 割に相当する額を加算する。

(3) 漁業協同組合が水産業協同組合法（昭和23年12月15日法律第242号）第11条第 1 項に規定する事業のために使用する場合の料金 1 平方メートル 1 月につき次の料金とする。

未舗装地		舗装地
占用期間が 1 月未満	占用期間が 1 月以上	
24. 2円	22円	28. 05円

備考

各級地の区分は、次の基準による。

1 級地 けい留施設の法線から50メートル以内の用地

2 級地 けい留施設の法線から150メートル以内の用地で 1 級地以外のもの

3 級地 けい留施設の法線から300メートル以内の用地で 1 級地及び 2 級地以外のもの

4 級地 1 級地、2 級地及び 3 級地以外の用地

3 荷さばき地使用料

施設名			一般使用料		専用使用料
			1 平方メートル 1 日までごとに		1 平方メートル 1 月につき
			初日から15 日まで	16日目以降	
舗装地	コンテナ専用 以外	(1) 1 線目荷さばき地	5. 39円	8. 14円	133. 1円
		(2) 2 線目コンクリート舗装荷さばき地			122. 1円
		(3) (1)、(2)以外のコンクリート舗装荷さばき地			111. 1円
		(4) (1)以外のアスファルト舗装荷さばき地			99円
	コンテナ専用	(5) 東港区中央ふ頭一部可動屋根付き荷さばき地（アスファルト舗装）	5. 39円	8. 14円	198円
		(6) 東港区中央ふ頭荷さばき地（コンクリート舗装）			133. 1円
		(7) 東港区中央ふ頭荷さばき地（アスファルト舗装）			114. 4円
未舗装地		(8) その他の荷さばき地	1. 76円	2. 75円	港灣施設用地等 使用料に準ずる 額

備考

1 1 線目荷さばき地とは、岸壁直背後の荷さばき地をいう。

2 2 線目荷さばき地とは、1 線目荷さばき直背後の荷さばき地をいう。

4 船揚場使用料

専用使用料

1 平方メートル 1 月につき 99 円

別記

第 1 号様式（第 2 条関係）

係留施設等使用許可申請書

年 月 日

苫小牧港管理組合管理者 様

申請者（提出者・会社）

次のとおり係留施設等を使用したいので申請します。

船社又は代理店

運航者

住所又は所在地

船社又は代理店コード		運航事業者コード	
------------	--	----------	--

信号付号（コールサイン）	船 名			船の全長	船 幅
国 籍	総トン数	国際トン数	重量トン数	船の種類	
運航区分	港内シフト予定		使用形態区分	(コールサイン)(被)接舷船名	
1：入港 S：移動	有 ・ 無		優先指定船・接舷船		
入港（予定）日時		着岸（希望）日時		離岸（希望）日時	
月 日 時 分		月 日 時 分		月 日 時 分	
(コード)	航 路 名		希望船席係留場所	危険品の有無	
	外航 定期 内航 不定期			有 (A B C)・無	
着岸時（入出港時最大）喫水		離岸時喫水		着岸舷側	
船首： , m	船尾： , m	船首： , m	船尾： , m	P：左舷・S：右舷	
前港（又はシフト前バース） (コード)		次港（又はシフト後バース） (コード)		仕出港 (コード)	仕向港 (コード)

(陸揚)

(船積)

(コード)	品 名	数量(単位)	(コード)	品 名	数量(単位)

備考

(決定欄)

船 席（着岸位置）	
バース	着岸位置
着岸（予定）日時	離岸（予定）日時
月 日 時 分	月 日 時 分

第 1 号の 2 様式（第 2 条関係）

入港前手続様式（その１）

【 港長、港湾管理者、地方運輸局、海上保安官署 共通様式 】

年 月 日

- ☐ 危険物荷役許可申請 ☐ 停泊場所指定願 ☐ 移動許可申請 ☐ 係留施設使用許可申請
☐ 船舶運航動静通知 ☐ 船舶油濁損害賠償保障法に基づく保障契約情報の通報
☐ 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律に基づく船舶保安情報

※ 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律に基づく船舶保安情報の通報、船舶油濁損害賠償保障法に基づく保障契約情報の通報、港則法に基づく危険物荷役許可申請、停泊場所指定願及び移動許可申請並びに港湾管理者の求める係留施設等許可申請、船舶運航動静通知にあたっては、この様式を用いることができる。

港長殿 ☐
 港湾管理者殿 ☐
 地方運輸局長殿 ☐
 海上保安長殿 ☐

船長氏名
 申請者名
 申請者住所
 担当者名・連絡先

【外航・内航】

申請者コード			
船舶基本情報	船名		IMO番号（又は船舶番号・漁船登録番号）
	船種 【貨物船・コンテナ船・貨客船・客船・油槽船・漁船・その他】 / 【汽船・機船・機帆船・その他】		
	国籍		船籍港
	総トン数	国際総トン数	重量トン数 全長
	連絡方法	呼出符号（信号符号） 船舶電話番号、インマルサット電話番号、FAX番号その他連絡方法	
船主等情報	船主名（所有者名）・住所・電話番号又はFAX番号 : (コード)		
	(名前)		
	(住所)		
	(電話番号又はFAX番号)		
	運航者名・住所・電話番号又はFAX番号（運航者と船舶賃借人が異なる場合は、船舶賃借人名・住所・電話番号又はFAX番号を併記すること）		
	(名前) : (コード)		
	(住所)		
	(電話番号又はFAX番号)		
	代理人（店）名・住所・電話番号又はFAX番号 : (コード)		
	(名前)		
入港情報	入港予定港名		入港予定日時 月 日 時 分
	停泊目的	希望びょう泊場所	びょう泊予定期間 月 日 時 分から 月 日 時 分まで
	係留施設（希望船席）名称・場所		: (コード)
	着岸（予定）日時 月 日 時 分		離岸（予定）日時 月 日 時 分
	移動前停泊場所		移動後停泊場所
	移動理由	移動予定日時 月 日 時 分	移動後停泊予定期間 月 日 時 分から 月 日 時 分まで
	運航区分 【 入港 ・ 移動 】	着岸舷側 【 左舷 ・ 右舷 】	（被）接舷船名 最大喫水（入港から出港まで） （m）
	航路名		【優先指定・定期・不定期】
	仕出港	前港	次港 仕向港
	特定海域の入域の位置及び入域の予定時刻 （入域位置）【東京湾・伊勢湾・紀伊水道・豊後水道・関門海峡】 （予定日時） 月 日 時 分		

船名			IMO番号（又は船舶番号・漁船登録番号）	
貨物情報	本邦内での陸揚貨物の種類（積荷地）・数量		入港予定港における船積貨物の種類・数量	
	入港予定港	(種類) (数量)	(種類)	(数量)
	その他本邦の港（入港予定港が本邦での最初の寄港地で、かつ、その他本邦の港でも陸揚貨物がある場合に記載）			
危険物情報		品名（積荷地）・等級・国連番号・容器等級・引火点（密閉式による摂氏）	こん包の数・正味重量	船舶内の積付け位置
	入港時			
	出港時			
危険物荷役情報	危険物荷役業者名・電話番号			
	危険物荷役期間 月 日 時 分から 月 日 時 分まで			
保障契約情報	保障契約締結の有無 【 有 ・ 無 】		保障契約証明書等の番号（保障契約証明書等を有している場合）	
	保障契約証明書等を有していない場合の記入事項		①保険者等の氏名又は名称	
			②保障契約の証書の番号	
			③保障契約の有効期間	
		④燃料油漏損及び船体離去の費用を担保・填補する契約となっているか ! 【なっている・なっていない】		
		⑤保障限度額		
過去一年間の本邦内の港への入港実績の有無 【 有 ・ 無 】				
備考				

第2号様式（第2条関係）

物 揚 場 使 用 許 可 申 請 書

年 月 日

苫小牧港管理組合管理者 様

申 請 者 コ ー ド				

申請者

住 所

氏 名

次により物揚場を一般登録使用したいので申請します。

使 用 目 的	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">目的コード</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>					目的コード													
目的コード																			
使 用 場 所	<table border="1"> <tr> <th colspan="5">施 設 コ ー ド</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>					施 設 コ ー ド													
施 設 コ ー ド																			
船 種	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">船種コード</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>					船種コード													
船種コード																			
船 名	<table border="1"> <tr> <th colspan="7">船 舶 コ ー ド</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>					船 舶 コ ー ド													
船 舶 コ ー ド																			
総 ト ン 数	トン (全長 m)																		
動 力 区 分	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">区分コード</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table> 1 動 力 船 2 無 動 力 船					区分コード													
区分コード																			
船 主	<table border="1"> <tr> <th colspan="5">船 主 コ ー ド</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>					船 主 コ ー ド													
船 主 コ ー ド																			
船 籍 港	<table border="1"> <tr> <th colspan="6">港 名 コ ー ド</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> 港					港 名 コ ー ド													
港 名 コ ー ド																			
使 用 期 間	年 月 日～ 年 月 日 (間)																		

第3号様式（第2条関係）

船 揚 場 使 用 許 可 申 請 書

年 月 日

苫小牧港管理組合管理者 様

申請者

住 所

氏 名

申 請 者 コ ー ド				

次により船揚場を^{一般}専用使用したいので申請します。

使 用 目 的	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">目的コード</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>	目的コード															
目的コード																	
使 用 場 所	<table border="1"> <tr> <th colspan="5">施 設 コ ー ド</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	施 設 コ ー ド															
施 設 コ ー ド																	
船 種	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">船種コード</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>	船種コード															
船種コード																	
船 名	<table border="1"> <tr> <th colspan="8">船 舶 コ ー ド</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	船 舶 コ ー ド															
船 舶 コ ー ド																	
総 ト ン 数	トン (全長 m)																
使 用 面 積	平方メートル																
動 力 区 分	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">区分コード</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table> 1 動 力 船 2 無 動 力 船	区分コード															
区分コード																	
船 主	<table border="1"> <tr> <th colspan="5">船 主 コ ー ド</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	船 主 コ ー ド															
船 主 コ ー ド																	
船 籍 港	<table border="1"> <tr> <th colspan="5">港 名 コ ー ド</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> 港	港 名 コ ー ド															
港 名 コ ー ド																	
使 用 期 間	年 月 日～ 年 月 日 (間)																

第4号様式（第2条関係）

上屋（くん蒸上屋）一般使用許可申請書

年 月 日

申請者コード				

苫小牧港管理組合管理者 様

申請者
住 所
氏 名
印

次により上屋を一般使用したいので申請します。

使用場所		施設コード		使用面積		本船名		
		号 上 屋		m ²		揚 積		
使用期間						使用日数	使用料	
年 月 日から 年 月 日まで						日間	円	
荷主	荷主コード	品名	品名コード	荷姿	コード	個数	とん数	許可番号
						トン		

注：太線内は記入しないでください。

第4号の2様式（第2条関係）

港湾施設（上屋・荷捌き地・野積場）使用許可申請書

年 月 日

苫小牧港管理組合管理者 様

住 所

申請者 氏 名
電 話

（法人にあっては事務所の所在地、名称・代表者氏名）

申 請 者 コ ー ド		施 設 の 種 類	1. 上屋 2. 荷さばき地 3. 野積場
施 設 コ ー ド		施 設 名 称	
使 用 面 積	m ²	使 用 区 画 (区 画 名)	
使 用 予 定 期 間	年 月 日 年 月 日	時 分 時 分	から まで
貨 物	品名コード	品名	個数・トン数
備 考			

（注意）該当施設番号を○印で囲み、施設の種類毎に記載して下さい。

第5号様式（第2条関係）

港湾施設用地使用許可申請書

年 月 日

苫小牧港管理組合管理者 様

申請者コード				

申請者

住 所

氏 名 印

次により港湾施設用地を使用したいので申請します。

使 用 目 的															
使 用 場 所	<table border="1"> <tr> <th colspan="5">施設コード</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>					施設コード									
施設コード															
使 用 期 間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで														
使 用 区 分	<table border="1"> <tr> <th>区分コード</th> </tr> <tr> <td></td> </tr> </table> 1 専用 2 占用 3 一時占用 4 専用・占用					区分コード									
区分コード															
使 用 面 積	m^2 () m^2 ()		m^2 () m^2 ()		m^2 () m^2 ()										
使用に伴う 工事の期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで														
工作物の構造 工事の施行方法															
特 記 事 項															

第6号様式（第2条関係）

荷役機械使用許可申請書

年 月 日

苫小牧港管理組合管理者 様

申請者

住 所

氏 名

印

次により荷役機械を使用したいので申請します。

船 名			コールサイン	
使用機械	1 入船ふ頭コンテナクレーン		2	
使用期間	月 日 時 分から		月 日 時分まで	
	月 日 時 分から		月 日 時分まで	
	月 日 時 分から		月 日 時分まで	
	月 日 時 分から		月 日 時分まで	
	月 日 時 分から		月 日 時分まで	
使用時間	時間 分			
コンテナ数		20 F	40 F	その他
	揚	個	個	個
	積	個	個	個
備 考				許 可 番 号
				使 用 料 金
				円

注 太線内は記入しないでください。

第6号の2様式（第2条関係）

荷役機械使用許可申請書

年 月 日

苫小牧港管理組合管理者 様

住 所

申請者 氏 名

電 話

(法人にあつては事務所の所在地、名称・代表者氏名)

申 請 者 コ ー ド			
施 設 コ ー ド		荷 役 機 械 名 称	
信 号 符 号 (コールサイン等)		船 名	
使 用 予 定 期 間	年 月 日 年 月 日	時 分 時 分	から まで
備 考			

第7号様式（第2条関係）

コンテナ用電源使用許可申請書

年 月 日

苫小牧港管理組合管理者 様

申請者
住 所
氏 名 印

次によりコンテナ用電源を使用したいので申請します。

コンセントNo.	使 用 開 始 日 時	使 用 終 了 日 時	使用時間	コンテナ サ イ ズ	使 用 料 金
	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分	時間 分	20・40・他	
	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分	時間 分	20・40・他	
	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分	時間 分	20・40・他	
	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分	時間 分	20・40・他	
	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分	時間 分	20・40・他	
	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分	時間 分	20・40・他	
	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分	時間 分	20・40・他	
	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分	時間 分	20・40・他	
	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分	時間 分	20・40・他	
	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分	時間 分	20・40・他	
	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分	時間 分	20・40・他	
	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分	時間 分	20・40・他	
	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分	時間 分	20・40・他	
	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分	時間 分	20・40・他	
	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分	時間 分	20・40・他	
備 考				許 可 番 号	使用料金合計
					円

注 太線内は記入しないでください。

第7号の2様式（第2条関係）

コンテナ用電源使用許可申請書

年 月 日

苫小牧港管理組合管理者 様

住 所

申請者 氏 名
電 話
(法人にあつては事務所の所在地、名称・代表者氏名)

申 請 者 コ ー ド			
施 設 コ ー ド		施 設 名 称	
使 用 予 定 期 間	年 年	月 月	日 日 時 分 時 分 から まで
コ ン テ ナ 番 号		コンテナ種 別	1. 20フィート 2. 40フィート 9. その他
備 考			

計 量 機 使 用 許 可 申 請 書

年 月 日

苫小牧港管理組合管理者 様

申請者

住 所

氏 名

印

次により計量機を使用したいので申請します。

使 用 年 月		年 月					
1 日	回	2 日	回	3 日	回	4 日	回
5 日	回	6 日	回	7 日	回	8 日	回
9 日	回	10日	回	11日	回	12日	回
13日	回	14日	回	15日	回	16日	回
17日	回	18日	回	19日	回	20日	回
21日	回	22日	回	23日	回	24日	回
25日	回	26日	回	27日	回	28日	回
29日	回	30日	回	31日	回	合計	回
備 考					許 可 番 号		使 用 料 金
							円

注 太線内は記入しないでください。

第9号様式（第2条関係）

マリーナ陸上艇置場使用許可申請書

平成 年 月 日

苫小牧港管理組合管理者 様

使用者コード				

申請者

住 所

氏 名 印

次のとおり陸上艇置場を使用したいので申請します。

船 名											
総トン数・全長											
使 用 場 所	<table border="1"><thead><tr><th colspan="5">施設コード</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	施設コード									
施設コード											
使 用 期 間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで (日) (月) (1年)										
船 舶 所 有 者											
船 籍 港 又は定係港											

第10号様式（第2条関係）

マリーナ海上係留施設使用許可申請書

平成 年 月 日

苫小牧港管理組合管理者 様

使用者コード				

申請者

住 所

氏 名 印

次のとおり海上係留施設を使用したいので申請します。

船 名											
総トン数・全長											
使 用 場 所	<table><tr><th colspan="5">施設コード</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	施設コード									
施設コード											
使 用 期 間	平成 年 月 日 時 分から 平成 年 月 日 時 分まで (時間)										
船 舶 所 有 者											
船 籍 港 又は定係港											

第11号様式（第2条関係）

マリーナ上下架施設使用許可申請書

平成 年 月 日

苫小牧港管理組合管理者 様

使用者コード				

申請者

住 所

氏 名 印

次のとおり上下架施設を使用したいので申請します。

船 名											
総トン数・全長											
使 用 場 所	<table><tr><th colspan="5">施設コード</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	施設コード									
施設コード											
使用区分（回）	平成 年 月 日 時 分から 平成 年 月 日 時 分まで 揚 降 （ 回）										
使用区分（月）	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで（ 月）										
使用区分（年）	平成 年 4月 1日から平成 年 3月 31日まで（1年）										
船 舶 所 有 者											
船 籍 港 又は定係港											

第12号様式（第2条関係）

マリーナ船揚場使用許可申請書

平成 年 月 日

苫小牧港管理組合管理者 様

使用者コード				

申請者

住 所

氏 名 印

次のとおり船揚場を使用したいので申請します。

船 名											
総トン数・全長											
使 用 場 所	<table><tr><th colspan="5">施設コード</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	施設コード									
施設コード											
使用区分（回）	平成 年 月 日 時 分から 平成 年 月 日 時 分まで 揚 降 （ 回）										
使用区分（月）	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで（ 月）										
使用区分（年）	平成 年 4月 1日から平成 年 3月 31日まで（1年）										
船 舶 所 有 者											
船 籍 港 又は定係港											

第13号様式（第2条関係）

マリーナ研修室使用許可申請書

平成 年 月 日

苫小牧港管理組合管理者 様

使用者コード				

申請者

住 所

氏 名 印

次のとおり研修室を使用したいので申請します。

使 用 目 的											
使 用 場 所	<table><tr><td colspan="5">施設コード</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	施設コード									
施設コード											
使用期間(時間)	平成 年 月 日 時 分から 平成 年 年 月 日 時まで (時間)										
使用期間(日)	平成 年 月 日 から 平成 年 年 月 日 まで (日)										
特 記 事 項											

第14号様式(第2条関係)

船舶給水施設使用許可申請書

年 月 日

苫小牧港管理組合管理者 様

住所又は所在地：

申請者 氏 名・名 称：

連 絡 先：

(法人にあっては事務所の所在地、名称・代表者氏名)

【 外航・内航 】

港 湾 名	
申 請 者 コ ー ド	
船 名	
信号符字（コールサイン）等	
総 ト ン 数	トン
給 水 種 別	【運搬給水・岸壁給水・自動販売・缶・その他】
給 水 希 望 日 時	
給 水 申 込 数 量	(飲料水) (その他)
希 望 給 水 場 所	
希 望 給 水 コ ー ド	
備 考	

第15号様式その1（第8条の4関係）

使 用 料 減 免 申 請 書

年 月 日

苫小牧港管理組合管理者 様

申請者

住 所

氏 名

印

苫小牧港管理組合港湾施設管理使用条例施行規則第8条の4第2項の規定に基づき次のとおり使用料の減免を申請します。

船 舶 の 名 称		
総 ト ン 数 / 全 長	トン /	メートル
内 外 航 区 分 / 使 用 区 分	☐ 内航船 ☐ 外航船 / ☐ 一般 ☐ 区分	
使 用 場 所	港区	ふ頭 号岸壁
使 用 期 間	月 日 時 分から	月 日 時 分まで
使 用 料 の 額	円	
減免を受けようとする額	円	
減免を受けようとする理由		
所 有 者	住 所	
	氏 名	
運 航 者	住 所	
	氏 名	
代 理 店	住 所	
	氏 名	
添 付 書 類 の 名 称		

第15号様式その2（第8条の4関係）

使 用 料 減 免 申 請 書

年 月 日

苫小牧港管理組合管理者 様

申請者

住 所

氏 名

印

苫小牧港管理組合港湾施設管理使用条例施行規則第8条の4第2項の規定に基づき次のとおり使用料の減免を申請します。

使 用 区 分	☐ 一般 ☐ 専用 ☐ 占用 ☐ 一時占用 ☐
施 設 区 分	☐ 上屋 ☐ 荷さばき地 ☐ その他 ()
使 用 目 的	
使 用 場 所	
使 用 面 積	
使 用 期 間	月 日から 月 日まで (間)
使 用 料 の 額	円
減免を受けようとする額	円
減免を受けようとする理由	
添 付 書 類 の 名 称	

第16号様式（第8条の5関係）

けい留施設利用申告書

年 月 日

苫小牧港管理組合管理者 様

納入義務者

住 所

氏 名 印

苫小牧港管理組合港湾施設管理使用条例施行規則第8条の5第2項の規定により
次のとおり申告します。

陸揚日	陸揚場所	船 名	仕出港	貨物名	数量(m ³)	特別整備施設使用料額	備 考

第17号様式（第12条関係）

係留施設等使用実績報告書

年 月 日

苫小牧港管理組合管理者 様

使用者コード				

住 所
報 告 者 印

年 月分の係留施設等使用実績を次のとおり報告します。

船名	総トン数	係留場所	補油船名	使用期間	備考
	トン			日 ～	
				日 ～	
				日 ～	
				日 ～	
				日 ～	
				日 ～	
				日 ～	
				日 ～	
				日 ～	
				日 ～	
				日 ～	
				日 ～	
				日 ～	
				日 ～	
				日 ～	
			合計	隻	

荷役機械使用実績報告書

年 月 日

苫小牧港管理組合管理者 様

住 所
申 請 者

年 月分の荷役機械 号機使用実績を下記のとおり報告します。

使 用 機 械				
使 用 岸 壁	埠 頭 岸 壁			
使 用 船 舶	別 添			
コールサイン	別 添			
使 用 期 間	年 月 日 から 月 日			
使 用 時 間	時間 分			
		20 F	40 F	
取 扱 個 数	揚 貨 物	個	個	
	積 貨 物	個	個	
使 用 者				
備 考		許 可 番 号		
		使 用 料 金		

コンテナ用電源使用実績報告書

年 月 日

苫小牧港管理組合管理者 様

報告者
住所
氏名

年 月分のコンテナ用電源使用実績を下記のとおり報告します。

使 用 機 器			
使 用 者 名			
使 用 期 間	月 日 0時00分から 月 日 24時00分まで (別紙明細のとおり)		
使 用 時 間 合 計	時間 分		
備 考			
	許可番号		使用料金合計

入 出 港 届 GENERAL DECLARATION

		到着 Arrival	出発 Departure	
1. 船舶の名称、種類及び信号符字 Name, Type and Call Sign of ship		2. 到着港／出発港 Port of arrival/departure		3. 到着日時／出発日時 Date-time of arrival/departure
4. 船舶の国籍 Nationality of ship	5. 船長の氏名 Name of Master	6. 前寄港地／次寄港地 Port arrived from/Port of destination		
7. 船籍港、登録年月日及び船舶番号 Certificate of registry (Port: Date: Number)		8. 船舶の代理人の氏名又は名称及び住所 Name and address of ship's agent		
9. 総トン数 Gross tonnage	10. 純トン数 Net tonnage	船舶の運航者の氏名又は名称及び住所 Name and address of ship's Operator		
11. 港における船舶の位置（停泊地） Position of the ship in the port (berth or station)				
12. 航海に関する簡潔な細目（寄港地及び寄港予定地；積載されたままの貨物が荷揚げされる予定の港に下線を付す。） Brief particulars of voyage (previous and subsequent ports of call; underline where remaining cargo will be discharged)				
13. 貨物に関する簡潔な記述 Brief description of the cargo				
14. 乗組員の数（船長を含む） Number of crew (incl. master)	15. 旅客の数 Number of passengers	16. 備考 Remarks		
添付書類の枚数。 Attached document (Indicate number of copies)				
17. 積荷目録 Cargo Declaration	18. 船用品目録 Ship's Stores Declaration	21. 日付及び船長又は委任を受けた代理人若しくは船舶の職員による署名 Date and signature by master, authorized agent or officer		
19. 乗組員名簿 Crew List	20. 旅客名簿 Passenger List			
22. 乗組員携帯品申告書 Crew's Effects Declaration	23. 検疫申告書 Maritime Declaration of Health			

当局記入欄 For official use

24. 内航船舶 ☐

- (注) 1 ※の付されている項目については記入不要。
 2 傷病者を緊急の治療のために上陸させる目的で寄港し、直ちに出発する意図を有する船舶については、8欄のうち「船舶の運航者の氏名又は名称及び住所」の記入不要
 3 24. 「内航船舶」欄には、内航船舶に該当する場合のみチェックを付すこと。

Note 1 It is not necessary to fill in the item marked “※”
 2 With regard to ships calling at ports in order to put ashore sick or injured persons for emergency medical treatment and intending to leave again immediately, it is not necessary to fill in “Name and address of ship's Operator” of the column “8”

第21号様式（第19条関係）

入 出 港 届 省 略 承 認 申 請 書

年 月 日

苫小牧港管理組合管理者 様

申請者
住 所
氏名（船長） 印

下記のとおり、定期フェリーに係る入出港届の省略について申請します。

記

- 1 入出港届省略理由・・・・・・定期入港のため
- 2 実績報告書の提出・・・・・・当月分については、翌月5日までに提出いたします。

船 名		船 籍 港	
船 種		航 行 区 域	
用 途		航 行 速 力	
総 ト ン 数		通 常 の	船首
全 長		喫 水	船尾
船 主 名			
運 航 者 名			
航 路 名			
通 常 の 使用岸壁名		旅 客 定 員	
		乗 組 員	
省 略 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	入出港予定 時 間	入港 出港
当月入出港 予 定 表			承認印
備 考			

第22号様式（第25条関係）

利 用 料 金 承 認 申 請 書

年 月 日

苫小牧港管理組合管理者 様

住所
申請者 団体名
代表者氏名 印

施設の名称	
設定（変更）しようとする利用料金に関する事項	
変更する理由	
実施時期	
周知方法	
備考	

添付書類

- 1 設定（変更）する利用料金表及び利用料金の算定方法を記載した書類
- 2 設定（変更）する利用料金の収受、減免、還付等に関する規程
- 3 その他管理者が必要と認める書類